

目 次

1 . 公 売 の 概 要	1
2 . 公 売 財 産 の 一 覧	4
3 . 公 売 の 一 連 の 手 順	5
4 . 公 売 参 加 の 手 引	7
5 . 記 載 例	11
(1) 本人が入札する場合	12
ア 「入 札 書」	
(2) 代理人が入札する場合	13
ア 「入 札 書」	
(3) 共同入札者が入札する場合	14
ア 「入 札 書」	
イ 「共同入札書」(入札書別紙)	
ウ 「共同入札代表者の届出書」	
(4) 「委 任 状」	16
6 . 公 売 財 産 の 明 細	17
7 . 公 売 会 場 の ご 案 内	24

公 売 の 概 要

1 . 公 売 期 日 及 び 会 場

公 売 期 日 及 び 会 場	公 売 財 産 の 売 却 区 分 番 号
平成22年12月7日（火） 那賀振興局 3階 大会議室 （岩出市高塚209）	紀北 - 1 か町 - 1

2 . 公 売 財 産

「公売財産の一覧」(P.4～)及び「公売財産の明細」(P.17～)をご覧ください。
なお、今回の公売は、以下の機関が合同で実施します。

和歌山県紀北県税事務所（売却区分番号 紀北 1）

かつらぎ町 （売却区分番号 か町 1）

3 . 公 売 方 法

入 札

4 . 入 札 時 間

平成22年12月7日（火）午後1時40分～午後2時00分まで

午後1時10分頃から担当職員が公売手続の説明を行いますので、それまでに公売会場に入場し、説明を聞いたうえで入札してください。

5 . 公 売 保 証 金 納 付 期 限

平成22年12月7日（火）午後1時30分～午後1時50分まで

6 . 開 札 時 刻

平成22年12月7日（火）午後 2時00分

7. 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
紀北 1	平成22年12月14日(火) 午前10時30分 紀北県税事務所 納税課	平成22年12月14日(火) 午前11時30分
か町 1	平成22年12月14日(火) 午前10時30分 かつらぎ町役場 税務課	平成22年12月14日(火) 午前11時30分

公売財産により場所が異なります。

8. 入札時の携行品等

公売保証金 . . . 公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。）でご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）

印 鑑 . . . 入札者が個人の場合は個人の印鑑。入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印。代理人が入札する場合は代理人の印鑑。

収入印紙 . . . 入札者が営利法人の場合又は個人で営業者の場合（200円） 必要です（入札予定公売財産に係る実施機関(2.参照)につき1枚必要です）

委任状 . . . 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。（入札をされる公売財産ごとに必要です。）

買受適格証明書・・・公売財産が農地（今回の場合、「か町 - 1」）の場合に必要です。

共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。

9. 注 意 事 項

公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認の上で入札してください。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

また、県及び市町村は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産について公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取消します。

午後1時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

10. 「お問い合わせ先」

公売への参加方法 ・手続きについて		和歌山県総務部総務管理局税務課「不動産公売担当」 電話 073 - 441 - 2183（直通）
い て 落 札 後 の 手 続 き に つ	紀北 1	和歌山県紀北県税事務所納税課「不動産公売担当」 電話 0736 61 - 0010（納税課直通）
	か町 1	かつらぎ町役場 税務課 徴収係「不動産公売担当」 電話 0736 - 22 - 0300（内線2041）

公 売 財 産 の 一 覧

売却 区分 番号	(上段) 見積価額	公 売 財 産		掲 載 ペ ー ジ
	(下段) 公売保証金	種 類	所 在 地 等	
紀北 1	12,400,000円	雑 種 地	・伊都郡かつらぎ町大字中飯降字五ヶ平 1933番	18
	1,240,000円	宅 地	・伊都郡かつらぎ町大字中飯降字五ヶ平 1934番	
か町 - 1	2,250,000円	田	・伊都郡かつらぎ町大字大谷字茶園場 902番1	21
	230,000円			

公売の一連の手順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

- 1 受付（13：00～ ）

公売参加者受付簿に氏名（名称）を記入します。
受付番号票、公売保証金明細書及び入札用封筒を受け取ります。
次の手続きまでに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。
13：10頃から、担当職員が説明を行います。
- 2 公売保証金の受付（13：30～13：50）

受付番号票、公売保証金明細書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印鑑を持って公売保証金納付場所（別室）にお入りください（当日ご案内します）
代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」もご用意ください。
公売保証金の納付後「公売保証金領収書」（公売保証金の返還時に必要）及び「入札書」（共同入札の場合は、入札書と共同入札書）をお受け取りいただきます。
- 3 入札（13：40～14：00）

「6．公売財産の明細」を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付けます。
「入札書」（共同の場合は入札書と共同入札書）を入札用封筒に入れ、のり付けをして印鑑を押印します。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

4 開札（14：00～ ）

係員が開札し、最高価買受申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。

入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。

最高価買受申込者と次順位買受申込者を発表します。

5 公売保証金の返還

最高価申込者と次順位申込者以外の方に納付していただいていた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書及び印鑑をご用意ください。

領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、押印をして係員の指示があるまでお待ちいただきます。

営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書ごとに収入印紙(200円)の貼付が必要です。

6 最高価買受申込者と次順位買受申込者

今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

公 売 参 加 の 手 引

公売参加資格	<p>1．原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。</p> <p>ただし、知事、県税事務所長又は市町村長等から公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条、第108条該当者）及び滞納者は、公売に参加できません。</p> <p>2．代理人が入札する場合は、本人の委任状が必要です。</p> <p>また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面を提出してください。</p> <p>3．公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。（今回の「か町 - 1」）</p>
公売保証金	<p>1．公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。</p> <p>なお、公売保証金の金額については、「公売財産の一覧」及び公売財産の明細「公売保証金」の欄をご覧ください。</p> <p>2．公売保証金は、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。）で、公売当日に会場で納付してください。</p> <p>なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）</p>
入 札	<p>1．公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付け後、入札者の方の印章で押印（封緘）してください。また、複数の公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入れてください。</p> <p>なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。</p> <p>2．入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。</p> <p>3．入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。</p> <p>4．入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。</p>

開札	入札書は、入札者の前で開札します。
最高価申込者の決定	<p>1 .原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。</p> <p>2 .最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額の場合)には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。</p> <p>なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。</p> <p>また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせます。</p> <p>さらに、これらの者は国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。</p>
次順位買受申込者の決定	<p>1 .今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度(国税徴収法第104条の2参照)を利用することができます。</p> <p>2 .最高価申込者に次ぐ入札価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り、)で入札した者から次順位による買受の申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。</p> <p>なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。</p> <p>3 .次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合(「買受申込みの取消」の項参照)又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等(「売却決定の取消等」の項参照)に限り、公売財産を買い取ることができます。</p>
再度入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
買受申込みの取消	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分 of 続行の停止があった場合(地方税法第19条の7参照)には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分 of 続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。

<p>売却決定</p>	<p>公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。</p> <p>なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項3参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。</p>
<p>売却決定の取消等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最高価申込者又は次順位申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。
<p>公売保証金の返還、県又は市町村への帰属等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 <p>なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書に収入印紙（200円）を貼付する必要がありますので注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。 3. 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4. 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。 <p>また、国税徴収法108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、県又は市町村に帰属します。</p>

<p>権利移転の 時期等</p>	<p>1 .原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会又は知事の許可又は届出の受理が必要です。</p> <p>2 .公売財産に係る危険負担は、上記1の時点をもって買受人に移転します。</p> <p>従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。</p> <p>3 .公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人の負担となります。買受人は買受代金納付の際、上記の費用を提出してください。</p>
<p>権利移転手続</p>	<p>公売財産の所有権移転登記は、公売実施機関が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 売却決定通知書 (2) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明書 (3) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書 (4) 登記免許税相当額の印紙又は領収証書 (5) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料 (6) (公売財産が農地の場合)農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」

記 載 例

(注) 記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のないように記載してください。

記載事項は、文中 _____ 線部分の各項目を記入してください。

(1)本人が入札する場合
ア「入札書」

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。氏名にはフリガナを付けてください。

入 札 書		
和歌山県紀北県税事務所長 様 (かつらぎ町長)	平成 年××月 日	
入 札 者	住 所	和歌山市 通1丁目 番××号
代 理 人	氏 名 (<small>名称</small>)	<small>ワカ ヤマ ケンタロウ</small> 若山 健太郎
代 理 人	住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

公売公告第 号に基づいて入札します。

売却区分番号	入 札 価 額								
	¥	3	4	0	0	0	0	0	円
公 売 財 産 の 名 称 等									
和歌山県和歌山市 字 番××号 宅 地									

入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。

(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙としてください。
 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権を証する書面を提出してください。
 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
 7. 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。
 また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
 9. 公売財産の売却決定は最高価申込者の入札価額をもって行います。

(2)代理人が入札する場合
ア「入札書」

住民票の住所を記載してください。
本人及び代理人の氏名を記載してください。
氏名にはフリガナを付けてください。

入 札 書	
平成 年 × 月 日	
和歌山県紀北県税事務所長 様 (かつらぎ町長)	
入 札 者	住 所 和歌山市 通1丁目 番××号
代 理 人	氏名(名称) 若 ^{ワカ} 山 ^{ヤマ} 健 ^{ケン} 太 ^{タロウ} 郎
代 理 人	住 所 及 び 和歌山市 通5丁目××番 号
代 理 人	氏名又は名称 岩 ^{イワ} 出 ^デ 町 ^{マチ} 子 ^コ

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

公売公告第 号に基づいて入札します。

売却区分番号	入 札 価 額									
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">¥</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">4</td> <td style="width: 10%;">0</td> <td style="width: 10%;">0</td> <td style="width: 10%;">0</td> <td style="width: 10%;">0</td> <td style="width: 10%;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>	¥	3	4	0	0	0	0	0	円
¥	3	4	0	0	0	0	0	円		
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県和歌山市 字 番××号 宅 地										

(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
9. 公売財産の売却決定は最高価申込者の入札価額をもって行います。

入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。

(3)共同入札代表者が入札する場合

ア「入札書」

この入札書 及び「共同入札書（入札書別紙）」を
一緒に入札用封筒に入れて入札してください。氏
名にはフリガナを付けてください。

入 札 書									
和歌山県紀北県税事務所長 様 (かつらぎ町長)								平成 年 × × 月 日	
入 札 者	住 所	和歌山市 通1丁目 番××号							
	氏 名 (名称)	<small>ワカ ヤマ ケンタロウ</small> 若 山 健太郎							
代 理 人	住 所 及 び								
	氏名又は名称								
公売公告第 号に基づいて入札します。									
売却区分番号		入 札 価 額							
		￥ 3 4 0 0 0 0 0							円
公 売 財 産 の 名 称 等									
和歌山県和歌山市 字 番××号 宅 地									
(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。 5. 入札価額の頭部には「金」又は「￥」の文字を付けてください。 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。 7. 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。 また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効な ものとなります。 9. 公売財産の売却決定は最高価申込者の入札価額をもって行います。									

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。

イ「共同入札書」(入札書別紙) (但し、原本はA4サイズ)

入札書と一緒に入札用封筒に入れてください。

共同入札書

公 売 公 告 第 号
売 却 区 分 第 紀 北 号

住 所	氏 名	持 分	備 考
和歌山市 通1丁目 番××号	若山 健太郎	1 / 2	若山 健太郎
和歌山市 通5丁目××番 号	若山 市太郎	1 / 2	073-123-4567

備考欄に共同入札代表者の氏名及び電話番号をご記入ください。

(注) 備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

共同入札書(入札書別紙)は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

ウ「共同入札代表者の届出書」(但し、原本はA4サイズ)

この書類は、公売当日、入札前に提出いただきます。この用紙が必要な方は、「お問い合わせ先(P.4)」でも用意しております。

和歌山県紀北県税事務所長 様
(かつらぎ町長)

共同入札代表者の届出書

平成 年××月 日公売実施の公売公告第 号の売却区分第 紀北 - 号物件の入札に当たり(住所) 和歌山市 通1丁目 番××号 (氏名) 若山 健太郎 を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

平成 年××月 日

共同入札者

住 所	氏 名	持 分	印鑑	電話番号	備 考
和歌山市 通1丁目 番××号	若山 健太郎	1 / 2	印	073-123-4567	共同入札代表者
和歌山市 通5丁目××番 号	若山 市太郎	1 / 2	印	073-765-4321	

注) 1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

(4) 「委任状」

(受任者住所)

(受任者氏名)

私は、和歌山市 通5丁目××番 号 岩出 町子 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

* 公売期日 平成 年××月 日

* 和歌山県 紀北 市・町 県税事務所
地方税回収機構 売却区分番号 第 _____ 号

* 公売財産

(所在地) 和歌山県岩出市 字 番××号

(種類等) 宅 地

2 上記1に付帯する一切の権限

平成 年 月 ×日

委任者住所(所在) 和歌山市 通1丁目 番××号

氏名(名称) 若 山 健太郎 印

1ページの「2.公売財産」の欄で実施機関をご確認ください。

住民票の住所、氏名又は登記簿上の所在、名称を記入して下さい。

法人の場合は、社印及び代表者印を押印して下さい。

公売財産の明細

(注) 「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のものです。現況が変動している場合があります。

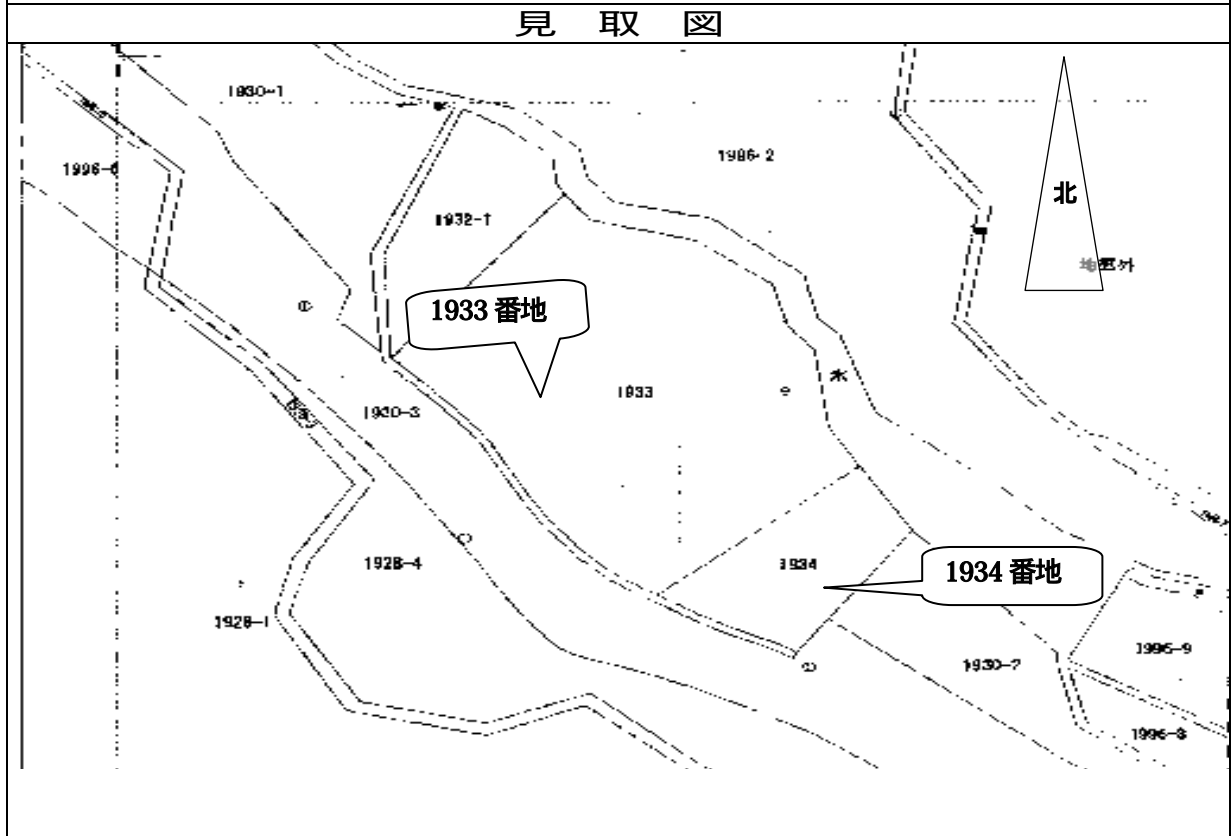
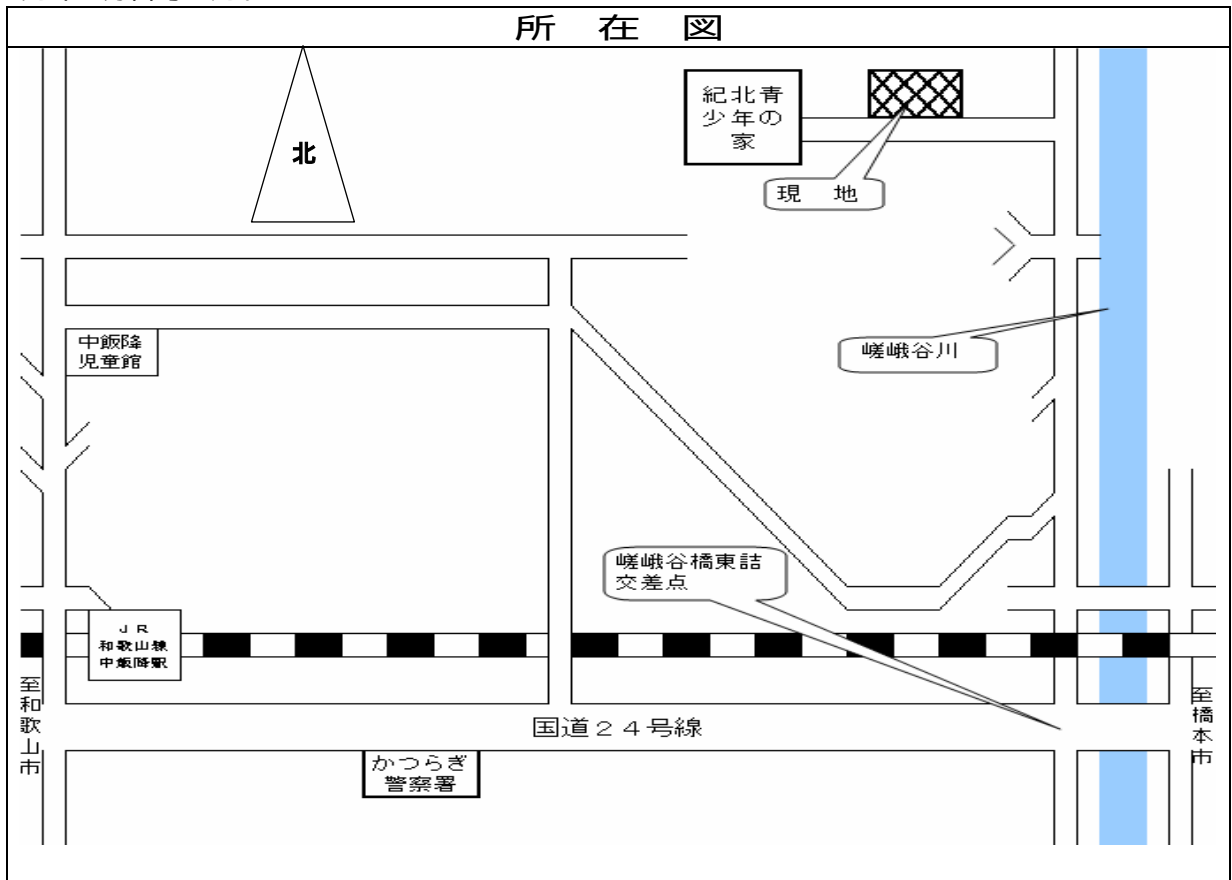
「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず現地確認を行って下さい。

(売却区分番号)	(該当ページ)
紀北 1	・・・ 18
か町 1	・・・ 21

公売財産明細書

売却区分 番号	紀北 1	見積価額	12,400,000円
		公売保証金	1,240,000円
公売財産の表示	<p>1 所在 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字五ヶ平 地番 1933番 地目 雑種地 地積 1,507㎡</p> <p>2 所在 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字五ヶ平 地番 1934番 地目 宅地 地積 313.00㎡</p> <p style="text-align: right;">以上、登記簿の表示による。</p>		
公売財産の概要	<p>公売財産は、JR和歌山線中飯降駅の北東方約2km(道路距離)に位置し、当地域周辺には、公共公益的施設(県立紀北青少年の家)が周辺にある。</p> <p>公売財産は、南西側において幅員約7~8mの舗装町道(建築基準法第42条)に接道し、間口約60m、奥行約35mの、やや不整形地であり、接面街路とほぼ等高な平坦地であるが、宅盤段差がある。</p> <p>公売財産には、公図上は判然としないが、水路が介在している。現況は、雑種地状の未利用土地である。</p> <p>公売財産は、盛土により造成された雑種地状の土地であるが、明らかな地下埋設物が存在する兆候は認められない。また、公売財産及びその周辺地域は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれておらず、土壌汚染の影響も見受けられない。</p>		
法的規制等 利用状況	<p>都市計画区分：非線引都市計画区域 用途地域：指定なし 建坪率：70% 容積率：200% 防火規制：指定なし</p> <p>その他の規制：公売財産南側一部には地役権が設定されている高圧線下地である。</p> <p>【1933番及び1934番の地役権の内容】 原因：平成18年2月6日設定 目的：電線の支持物を除く電線路を設置(張替・増強等を含む)することおよび、その保守運営のための土地立ち入りまたは、通行もしくは使用の認容、当該電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超えた建造物および工作物の築造の禁止、爆発性・引火性を有する危険物の製造・取扱い・貯蔵の禁止、電線路に支障となる立竹木の生育その他電線路に支障となる一切の行為の禁止</p> <p>範囲：送電線路線下両保安線間の土地289.37㎡ 送電線路線下両保安線間の土地295.36㎡</p> <p>要役地：橋本市高野口町大字名古曾字町田344番</p>		
公売条件 その他	<p>公売財産は2筆あるが、一括して公売する。 境界については隣接地所有者と協議すること。 上記地役権は、買受人に承継される。</p>		

売却区分番号：紀北 - 1



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：紀北 - 1

現況写真

西より撮影



北西より撮影



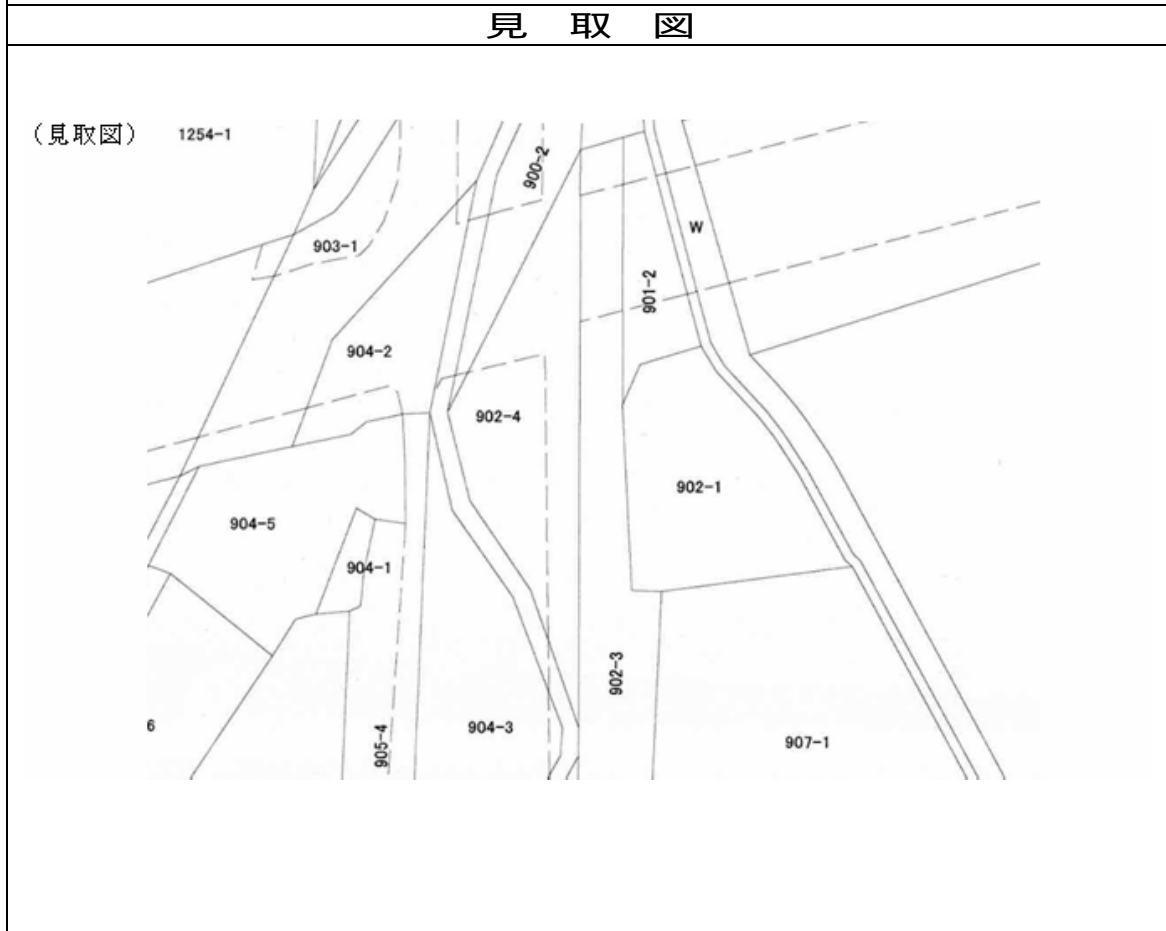
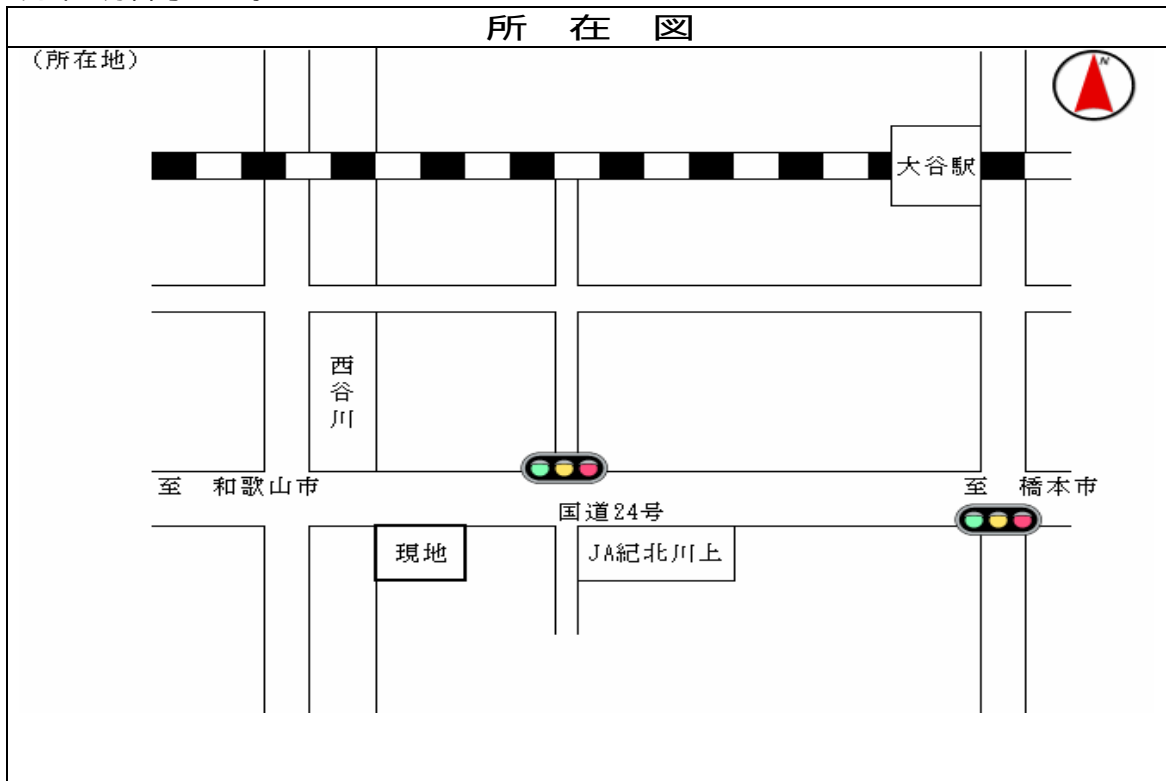
南東より撮影



公売財産明細書

売却区分 番号	か町 - 1	見積価額	2,250,000円										
		公売保証金	230,000円										
公売財産の表示	<p>所在 伊都郡かつらぎ町大字大谷字茶園場 地番 902番1 地目 田 地積 306 m²</p> <p>以上、登記簿の表示による。</p>												
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公売財産は、JR 大谷駅より南西方向約 800m (直線距離) に位置し、国道 24 号線に接するも約 4m 低い場所である。 ・ 公売財産及びその周辺地域は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれておらず、土壌汚染の影響も見受けられない。 												
法的規制等、 利用状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">都市計画区域</td> <td>未線引都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>指定なし</td> </tr> <tr> <td>建坪率</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>容積率</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>防火規制</td> <td>指定なし</td> </tr> </table>			都市計画区域	未線引都市計画区域	用途地域	指定なし	建坪率	70%	容積率	200%	防火規制	指定なし
都市計画区域	未線引都市計画区域												
用途地域	指定なし												
建坪率	70%												
容積率	200%												
防火規制	指定なし												
公売条件 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界については、隣接地所有者と協議すること。 ・ 公売財産は農地にあたる為、入札に参加するには農地法第 3 条 1 項目的の買受適格証明書の提出が必要である。 ・ 公売日までに、買受適格証明書の交付を受ける為には、かつらぎ町農業委員会に平成 22 年 8 月 17 日から平成 22 年 8 月 23 日、または平成 22 年 9 月 14 日から平成 22 年 9 月 21 日までに申請する必要がある。 												

売却区分番号：か町 - 1



(注) 地図はおおよその場所を示しているため、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：か町 - 1

現況写真

南より撮影

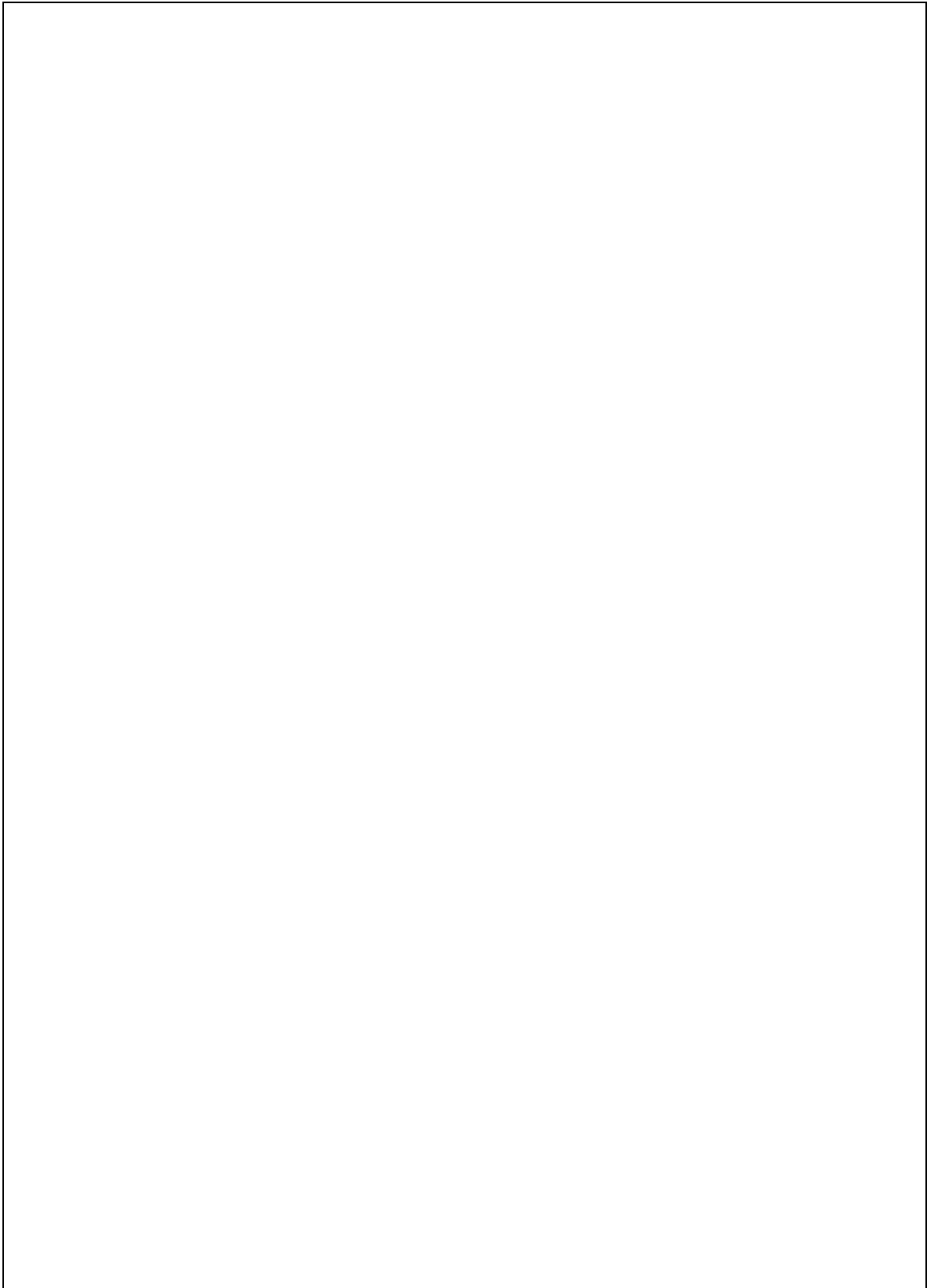


北東より撮影



南西より撮影





公売会場のご案内

那賀振興局 3階 大会議室

(所在地) 岩出市高塚209 電話 0736-61-0010



会場に関するお問い合わせ先
和歌山県総務部総務管理局税務課
「不動産公売担当」
電話 073-441 2183